

2020. 7. 20

当地発韓国行き航空便利用時の注意について（新型コロナウイルス関連・注意喚起）

- 7月17日、在ウズベキスタン大韓民国大使館は、ウズベキスタンから韓国へ渡航する全ての外国人（トランジットの者も含む）は、当地を出発する航空便搭乗前48時間以内に指定病院で新型コロナウイルスの陰性証明書を取得する必要があると発表しました。（指定医療機関は以下本文をご覧ください。）
- 上記について、当館より当地アジアナ航空に確認しましたところ、現時点で8月以降の運航予定は決まっていないものの、定期商用便として運航する場合、ウズベキスタンから韓国に向かう便については、上記の発表のとおり、搭乗前に陰性証明書の提示を求めることとなる旨の回答がありました。当地から韓国経由で日本または他国へ渡航を計画中の方におかれましては、航空会社によくご確認願います。

1 7月17日、在ウズベキスタン大韓民国大使館は、ウズベキスタンを出発して韓国へ向かう航空便に搭乗する全ての外国人（トランジットの者も含む）は、当地出発前48時間以内に指定病院で新型コロナウイルスの陰性証明書を取得する必要があると発表しました。

2 在ウズベキスタン大韓民国大使館の発表内容は以下のとおりです。

【件名】

大韓民国へ出国される外国人旅客の方へのお知らせ（COVID-19陰性証明書の提出義務）

【本文】

- ウズベキスタンから大韓民国へ渡航する全ての外国人（トランジットの者も含む）は、必ず後述の大使館指定病院において、当地を出発する航空便搭乗前48時間以内にCOVID-19に関する医療診断（PCR）を受診しなければならない。
- COVID-19のPCR検査を行う大使館指定病院
 - ・ Swiss Lab
住所：Tashkent, Str. Asadulli Khojaeva 1a, 電話：+998-95-145-0006
 - ・ Vitros Diagnostics
住所：Tashkent, Str. Kichik xalqa yo' li 6A, 電話：+998-95-198-0091
- COVID-19の（PCR）陰性証明書は英語のみを受け付けます。その他の全ての重要な問題は事前に搭乗便の利用予定の航空会社にお問い合わせください。
- 本証明書は出発地の空港においては搭乗登録前に、大韓民国の空港に到着後は入国管理局ブースを通過する際に提示する必要があります。証明書を無くした場合、入国拒否の措置がとられることとなります。

3 上記について、当館が当地アジアナ航空に確認いたしましたところ、現時点で8月以降の運航予定は決まっていないものの、定期商用便として運航する場合、ウズベキスタンから韓国に向かう便については、上記の発表のとおり、搭乗前に陰性証明書の提示を求めることとなる旨の回答がありました。当地を出発し、韓国経由で日本または他国へ渡航を計画中の方におかれましては、利用予定便の搭乗の可否及び必要な手続きについて、航空会社等に直接よくご確認願います。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311、(内線) 2902、2903